

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………

……………（総務局行政部振興企画課）……………一

告示

○令和四年度東京都補正予算の公表……………

……………（財務局主計部議案課）……………一

○令和五年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………

……………（主税局資産税部固定資産評価課）……………三

○都市計画事業の事業計画の変更認可（四件）……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………三

○都市計画事業の認可（二件）……………

……………（同）……………四

○平成二十六年東京都告示第三百十八号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五

条の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間

等）の一部改正……………（環境局気候変動対策部計画課）……………四

○平成二十六年東京都告示第三百十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五

条の二第六第二項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部改正……………

……………（同）……………四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………

……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………

……………（同）……………六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、

休止、廃止及び再開……………（同）……………六

○令和五年度管理栄養師資格認定講習会及び管理栄養師資格認定講習会の指定……………

……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………三

○知事指定薬物の指定……………

……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………三

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………

……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………三

○教習指導員審査の実施……………

……………（同）……………四

告示（内水漁管）

○東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………

……………（同）……………五

○令和五年度第五種共同漁業の増殖方法等……………

……………（同）……………五

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………七

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）……………六

規則

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則（昭和四十四年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五十六号中「附則第三項前段」を「附則第二項前段」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二百十五号

令和五年三月二日東京都議会の議決を得た令和四年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月十日

東京都知事 小池 百合子

令和4年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

- 令和4年度東京都一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
- （歳入歳出予算の補正）
- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ545,649,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,528,356,013千円と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。
- （繰越明許費の補正）
- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。
- （都債の補正）
- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的及び限度額は、「第3号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 都税		5,630,771,320	493,661,093	6,124,432,413
	01 都民税	1,708,430,118	120,669,359	1,829,099,477
	02 事業税	1,275,866,170	240,363,755	1,516,229,925
	03 繰入地方消費税	656,722,000	96,417,000	753,139,000
	04 不動産取得税	79,247,908	12,153,887	91,401,795
	05 都たばこ税	16,254,470	369,700	16,624,170
	06 ゴルフ場利用税	654,277	10,868	665,145
	07 軽油引取税	35,786,000	1,106,000	36,892,000
	08 自動車税	115,058,542	105,317	115,163,859
	10 固定資産税	1,364,866,213	17,566,580	1,382,432,793
	13 事業所税	113,580,759	1,347,079	114,927,838
	14 都市計画税	263,466,773	3,355,441	266,822,214
	15 宿泊税	821,687	195,200	1,016,887
	16 旧法による税	101	907	1,008
02 地方譲与税		49,226,668	16,372,704	65,599,372

	08 特別法人事業譲与税	45,735,552	16,372,704	62,108,256
06 分担金及負担金		27,036,267	-2,858,929	24,177,338
	01 負担金	27,036,267	-2,858,929	24,177,338
07 使用料及手数料		85,561,034	217,000	85,778,034
	02 手数料	21,866,010	217,000	22,083,010
08 国庫支出金		1,547,399,526	-210,755,272	1,336,644,254
	01 国庫負担金	250,838,637	-15,935,719	234,902,918
	02 国庫補助金	1,282,306,905	-194,819,553	1,087,487,352
09 財産収入		43,855,725	23,984	43,879,709
	01 財産運用収入	22,624,353	-55,986	22,568,367
	02 財産売却収入	21,231,372	79,970	21,311,342
11 繰入金		932,106,642	61,147,310	993,253,952
	02 公営企業会計繰入金	4,352,538	-89,000	4,263,538
	03 基金繰入金	920,253,858	61,236,310	981,490,168
12 諸収入		357,170,461	3,823,510	360,993,971
	04 受託事業収入	68,329,948	-7,373,691	60,956,257
	09 雑入	71,044,370	11,197,201	82,241,571

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
13 都債		298,728,000	-46,450,000	252,278,000
	01 都債	298,728,000	-46,450,000	252,278,000
14 繰越金		1,000	230,468,261	230,469,261
	01 繰越金	1,000	230,468,261	230,469,261
歳 入 合 計		8,982,706,352	545,649,661	9,528,356,013

歳出

(単位 千円)

科	目	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 議会費		6,057,000	-550,949	5,506,051
	01 都議会費	6,057,000	-550,949	5,506,051
02 総務費		276,683,343	6,630,040	283,313,383
	01 総務管理費	27,460,006	-177,171	27,282,835
	02 政策企画費	18,514,000	-1,233,784	17,280,216
	04 デジタルサービス費	31,385,000	-210,028	31,174,972
	05 区市町村振興費	148,835,092	8,782,025	157,617,117
	07 防災管理費	13,653,386	-475,016	13,178,370
	09 会計管理費	3,223,000	-55,986	3,167,014
03 徴税费		76,225,000	-847,638	75,377,362
	01 徴税管理費	24,299,000	-375,396	23,923,604
	02 課税費	15,781,000	-59,906	15,721,094
	04 施設整備費	1,129,000	-412,336	716,664
04 生活文化スポーツ費		59,733,085	-1,834,339	57,898,746
	01 生活文化スポーツ費	59,733,085	-1,834,339	57,898,746

科	目	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
05 都市整備費		135,664,279	-12,116,076	123,548,203
	01 都市整備管理費	6,467,000	-361,000	6,106,000
	02 都市基盤整備費	27,404,000	-1,791,000	25,613,000
	03 市街地整備費	54,855,000	-7,873,000	46,982,000
	04 建築行政費	8,073,000	-1,450,000	6,623,000
	05 住宅政策費	38,865,279	-641,076	38,224,203
06 環境費		228,666,163	150,158,236	378,824,399
	02 環境保全費	215,939,563	150,158,236	366,097,799
07 福祉保健費		2,633,289,342	-244,801,314	2,388,488,028
	01 福祉保健管理費	13,083,000	99,999,474	113,082,474
	02 医療政策費	66,622,042	-3,746,620	62,875,422
	03 保健政策費	341,430,000	228,976	341,658,976
	05 高齢社会対策費	257,764,259	-24,160,426	233,603,833
	06 少子社会対策費	331,740,662	10,202,955	341,943,617
	07 障害者施策推進費	220,510,222	-4,420,984	216,089,238
	08 健康安全費	1,212,989,901	-306,751,623	906,238,278

	10 施設整備費	66,798,332	-16,153,066	50,645,266
08 産業労働費		650,578,777	574,735	651,153,512
	02 産業労働管理費	2,604,120	137,770	2,741,890
	03 商工業振興費	568,329,530	430,065	568,759,595
	04 農林水産費	27,394,351	2,100	27,396,451
	05 労働費	48,336,776	4,800	48,341,576
09 土木費		585,599,000	-75,316,951	510,282,049
	01 土木管理費	25,755,000	-1,084,385	24,670,615
	02 道路橋梁費	374,221,000	-51,403,554	322,817,446
	03 河川海岸費	113,359,000	-16,702,000	96,657,000
	04 公園霊園費	72,264,000	-6,127,012	66,136,988
10 港湾費		108,195,733	-17,996,508	90,199,225
	02 東京港整備費	83,516,000	-15,259,508	68,256,492
	03 島しょ等港湾整備費	23,831,733	-2,737,000	21,094,733
11 教育費		878,335,930	-12,612,401	865,723,529
	01 教育管理費	36,422,723	-198,812	36,223,911
	02 小中学校費	470,131,000	-5,691,461	464,439,539

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	05 福利厚生費	951,000	-263,278	687,722
	09 施設整備費	52,324,120	-6,458,850	45,865,270
12 学務費		240,569,700	-1,604,551	238,965,149
	02 私立学校振興費	213,535,700	-1,604,551	211,931,149
13 警察費		658,106,000	-15,321,411	642,784,589
	01 警察管理費	527,548,667	-7,731,411	519,817,256
	03 警察活動費	56,942,465	-1,335,000	55,607,465
	04 警察施設費	50,415,065	-6,255,000	44,160,065
14 消防費		253,422,000	2,121,884	255,543,884
	01 消防管理費	199,773,000	3,005,884	202,778,884
	05 建設費	16,842,000	-884,000	15,958,000
15 公債費		345,627,000	-2,000,000	343,627,000
	01 公債費	345,627,000	-2,000,000	343,627,000
16 諸支出金		1,840,954,000	771,166,904	2,612,120,904
	01 財産費	50,243,000	612,631,056	662,874,056
	02 他会計支出金	1,324,177,980	39,188,710	1,363,366,690

	04 諸費	466,102,020	119,347,138	585,449,158
歳	出	合	計	
		8,982,706,352	545,649,661	9,528,356,013

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
02 総務費			0	11,365,488	11,365,488
	05 区市町村振興費		0	11,365,488	11,365,488
		1 自治振興	0	11,365,488	11,365,488
06 環境費			133,000	29,199	162,199
	02 環境保全費		133,000	29,199	162,199
		1 自然公園整備	119,000	29,199	148,199
07 福祉保健費			39,604,021	540,585	40,144,606
	10 施設整備費		0	540,585	540,585
		1 社会福祉施設等整備助成	0	540,585	540,585
14 消防費			2,336,000	36,251	2,372,251
	02 消防活動費		2,336,000	36,251	2,372,251
		1 消防装備整備	2,336,000	36,251	2,372,251
合	計		108,264,021	11,971,523	120,235,544

第3号 都債補正				
(単位 千円)				
番号	起債の目的	起債限度額		
		既起債限度額	今回補正額	計
7	福祉保健施設整備費	10,324,000	-120,000	10,204,000
9	道路橋梁整備費	146,527,000	-27,307,000	119,220,000
10	河川海岸整備費	45,475,000	-9,876,000	35,599,000
11	公園等整備費	24,961,000	-3,490,000	21,471,000
12	東京港整備費	10,904,000	-684,000	10,220,000
13	東京港海岸保全費	7,010,000	-1,692,000	5,318,000
14	東京港埠頭株式会社貸付金	1,479,000	-972,000	507,000
15	島しょ等港湾整備費	5,132,000	-1,268,000	3,864,000
18	私立学校振興費	1,507,000	-977,000	530,000
20	消防施設整備費	5,801,000	-64,000	5,737,000
合 計		298,728,000	-46,450,000	252,278,000

令和4年度東京都特別区財政調整会計補正予算	
予 算 総 則	
令和4年度東京都特別区財政調整会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。	
（歳入歳出予算の補正）	
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51,034,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,160,371,000千円と定める。	
2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。	

第1号 歳入歳出予算補正				
歳入				
(単位 千円)				
科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 繰入金		1,109,336,980	51,034,000	1,160,370,980
	01 一般会計繰入金	1,109,336,980	51,034,000	1,160,370,980
歳 入 合 計		1,109,337,000	51,034,000	1,160,371,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 特別区交付金		1,109,337,000	51,034,000	1,160,371,000
	01 特別区財政調整交付金	1,109,337,000	51,034,000	1,160,371,000
歳 出 合 計		1,109,337,000	51,034,000	1,160,371,000

令和4年度東京都地方消費税清算会計補正予算

予 算 総 則

令和4年度東京都地方消費税清算会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入215,212,736千円、歳出195,630,000千円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入2,758,959,000千円、歳出2,480,932,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 地方消費税		1,860,707,000	110,963,000	1,971,670,000
	01 地方消費税	1,860,707,000	110,963,000	1,971,670,000
02 諸収入		443,519,000	77,817,000	521,336,000
	01 地方消費税清算金収入	443,518,000	77,817,000	521,335,000
03 繰越金		239,520,264	26,432,736	265,953,000
	01 繰越金	239,520,264	26,432,736	265,953,000
歳 入 合 計		2,543,746,264	215,212,736	2,758,959,000

歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 地方消費税清算費		2,285,302,000	195,630,000	2,480,932,000
	01 地方消費税清算費	2,285,302,000	195,630,000	2,480,932,000
歳 出 合 計		2,285,302,000	195,630,000	2,480,932,000

既定予算額歳入歳出差引残額 258,444,264千円
補正予算額歳入歳出差引不足額 -19,582,736千円
補正後予算額歳入歳出差引残額 278,027,000千円

令和4年度東京都国民健康保険事業会計補正予算

予 算 総 則

令和4年度東京都国民健康保険事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28,612,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135,081,671千円と定める。
2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 分担金及負担金		454,949,830	-12,161,088	442,788,742
	01 負担金	454,949,830	-12,161,088	442,788,742
02 国庫支出金		304,328,353	8,831,642	313,159,995
	01 国庫負担金	264,840,574	2,782,927	267,623,501
	02 国庫補助金	39,487,779	6,048,715	45,536,494
04 前期高齢者交付金		236,078,366	641,960	236,720,326
	01 前期高齢者交付金	236,078,366	641,960	236,720,326
07 繰入金		91,063,136	14,999,087	106,062,223
	01 繰入金	91,063,136	14,999,087	106,062,223
08 諸収入		746,062	12,689,452	13,435,514
	03 雑入	746,060	12,689,452	13,435,512
09 繰越金		16,624,724	3,611,618	20,236,342
	01 繰越金	16,624,724	3,611,618	20,236,342
歳 入 合 計		1,106,469,000	28,612,671	1,135,081,671

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 国民健康保険事業費		1,106,469,000	28,612,671	1,135,081,671
	01 国民健康保険事業費	1,106,469,000	28,612,671	1,135,081,671
歳 出 合 計		1,106,469,000	28,612,671	1,135,081,671

令和4年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計補正予算

予 算 総 則

令和4年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1号繰越明許費」による。

第1号 繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
01 貸付等事業費			0	482,517	482,517
	01 貸付等事業費		0	482,517	482,517
		1 施設整備	0	482,517	482,517

令和4年度東京都用地会計補正予算

予 算 総 則

令和4年度東京都用地会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,087,000千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,731,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 繰入金		8,374,000	-8,087,000	287,000
	01 一般会計繰入金	8,374,000	-8,087,000	287,000
歳 入 合 計		22,818,000	-8,087,000	14,731,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 用地費		22,818,000	-8,087,000	14,731,000
	01 用地買収費	22,818,000	-8,087,000	14,731,000
歳 出 合 計		22,818,000	-8,087,000	14,731,000

●東京都告示第二百十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十六
六条第一項の規定により、令和五年度分の固定資産税に係
る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管す
る都税事務所において納税者の縦覧に供する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿

(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

令和五年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、
日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和
二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所	千代田区内神田二丁目一 十二号
同 中央都税事務所	中央区新富二丁目六番一 号
同 港都税事務所	港区麻布台三丁目五番六 号
同 新宿都税事務所	新宿区西新宿七丁目五番 八号
同 文京都税事務所	文京区春日一丁目十六番 二 十一号
同 台東都税事務所	台東区雷門一丁目六番一 号
同 墨田都税事務所	墨田区業平一丁目七番四 号
同 江東都税事務所	江東区大島三丁目一番三 号

同	品川都税事務所	品川区広町二丁目一番三十三号
	目黒都税事務所	目黒区上目黒二丁目十九番十五号
	大田都税事務所	大田区新蒲田一丁目十八番二十二号
	世田谷都税事務所	世田谷区若林四丁目二十二番十三号
	渋谷都税事務所	渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番十五号
	中野都税事務所	中野区中野四丁目六番十五号
	杉並都税事務所	杉並区成田東五丁目三十九番十一号
	豊島都税事務所	豊島区西池袋一丁目十七番一号
	北都税事務所	北区中十条一丁目七番八号
	荒川都税事務所	荒川区西日暮里二丁目二十五番一・一六〇一号
同	板橋都税事務所	板橋区大山東町四十四番八号
同	練馬都税事務所	練馬区豊玉北六丁目十三番十号
同	足立都税事務所	足立区西新井栄町二丁目八番十五号
同	葛飾都税事務所	葛飾区立石五丁目十三番一号
同	江戸川都税事務所	江戸川区中央四丁目二十四番十九号
●東京都告示第二百十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一		

項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第百四十八号町田都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和五年三月十日		
一 施行者の名称	東京都知事 小 池 百合子	
二 都市計画事業の種類及び名称	町田市 町田都市計画公園事業第七・四・四号薬師池西公園	
三 事業施行期間	平成二十一年二月十日から令和八年三月三十一日まで	
四 事業地	収用の部分 平成二十一年東京都告示第百四十八号、平成二十五年東京都告示第百三十七号、平成二十七年東京都告示第千五百二号、平成三十一年東京都告示第百二十四号及び令和三年東京都告示第百十六号の事業地のうち、町田市山崎町字七号及び本町田字乙五号各地内において事業地を変更する。 使用の部分 町田市山崎町字七号及び本町田字乙五号各地内	
●東京都告示第二百十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第千六百四十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。		

令和五年三月十日		
一 施行者の名称	東京都知事 小 池 百合子	
二 都市計画事業の種類及び名称	荒川区 東京都市計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園	
三 事業施行期間	令和二年八月十四日から令和十年三月三十一日まで	
四 事業地	収用の部分 令和二年東京都告示第千六百四十四号及び令和三年東京都告示第百四十一号の事業地のうち、荒川区東尾久五丁目及び西尾久二丁目各地内において事業地を変更する。 使用の部分 変更なし	
●東京都告示第二百十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第七百二十五号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和五年三月十日		

一 施行者の名称	東京都知事 小 池 百合子	
二 都市計画事業の種類及び名称	江戸川区 東京都市計画公園事業第五・五・十号堀江総合公園	
三 事業施行期間	令和三年五月十四日から令和九年三月三十一日まで	
四 事業地	収用の部分	

令和三年東京都告示第七百二十五号の事業地のうち、江戸川区南葛西七丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千五百二十六号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

町田市

二 都市計画事業の種類及び名称

町田都市計画緑地事業第三十二号香山緑地

三 事業施行期間

平成二十七年十月十九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画公園事業第五・四・四号新田総合公園

三 事業施行期間

令和五年三月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

江戸川区西葛西六丁目、西葛西七丁目及び西葛西八丁目各地内

使用の部分
なし

●東京都告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画公園事業第五・五・十号堀江総合公園

三 事業施行期間

令和五年三月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

江戸川区南葛西三丁目、南葛西四丁目及び南葛西六丁目各地内

使用の部分
なし

●東京都告示第二百二十三号

平成二十六年東京都告示第三百十八号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

第一の表五の部閲覧の対象となる書面の欄中「建築物環境計画書（変更されたもの）」を「建築物環境計画書（変更され、又は中止されたもの）」に、「特定建築物等工事完了届出書」を「建築物等工事完了届出書」に改める。

第二 三中「地球環境エネルギー部」を「気候変動対策部」に改める。

●東京都告示第二百二十四号

平成二十六年東京都告示第三百十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二十六第二項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

第二 三中「地球環境エネルギー部」を「気候変動対策部」に改める。

●東京都告示第二百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千四百七十二

号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

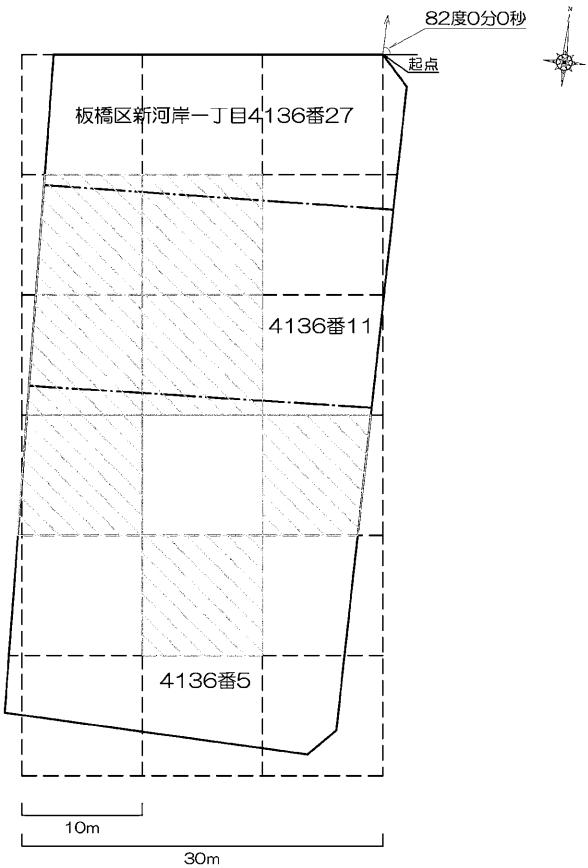
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区新河岸一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
起点は、板橋区新河岸一丁目4136番27の最北端とする。

【格子の回転角度（82度0分0秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域

●東京都告示第二百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

名 称	所 在 地	指定年月日
シャーロットこども発達クリニック	千代田区二番町3-1-1 VORT二番町7階	令和4年10月1日
神尾陽子クリニック	中央区新川2-18-5 ASビル4階	同 日
蒲田ライフクリニック	大田区南六郷2-23-15 ブランドールネオ1階	同 日
杉並高円寺メンタルクリニック	杉並区高円寺北2-3-3 WHARF高円寺6階	同 日
江戸川南クリニック	江戸川区西葛西3-3-1 第3ウツビル105号	同 日
ゆい在宅クリニック	西東京市田無町3-3-2-601	同 日
オンライン総合クリニック	千代田区内神田1-11-5 カーサ内神田401号	令和4年11月1日
東京タワービュークリニック麻布十番	港区麻布十番2-14-6 イイダビル1階	同 日
ほりうち在宅クリニック	墨田区京島3-60-5	同 日
医療法人社団孝徳会孝仁クリニック	品川区東大井5-14-11 1階	同 日
ホウカンTOKYOクリニック	中野区上高田1-2-39	同 日
医療法人社団福寿会梅田診療所	足立区梅田8-12-10	同 日
あっち葛飾クリニック	葛飾区堀切1-30-6	同 日
府中よりそいクリニック	府中市晴見町1-7-1 府中メディカルキューブ2階	同 日
花小金井駅前こどもクリニック	小平市花小金井1-10-11 875ビル201号	同 日
西国分寺しろくまクリニック	国分寺市泉町3-37-25 天龍ビル3階	同 日
らいふサイエンス内科クリニック	中央区日本橋堀留町2-6-6 ライフサイエンスビル5階	令和4年12月1日
高円寺こどもクリニック	杉並区高円寺北2-2-4 トラビ高円寺1階西	同 日
おぐメンタルクリニック	荒川区東尾久2-45-12 スカイコート1階	同 日
医療法人社団愛友会中瀬クリニック	八王子市鎌水2-175-9	同 日
茜在宅クリニック	東村山市富士見町1-14-3 南台シニアセンター1階	同 日

薬局（精神通院医療）

名 称	所 在 地	指定年月日
日本調剤 秋葉原薬局	千代田区神田佐久間町2-18	令和4年10月1日
ウイン薬局 有明店	江東区有明3-7-5	同 日
アイン薬局 中目黒店	目黒区中目黒2-3-8	同 日
日本調剤 祐天寺駅前薬局	目黒区祐天寺1-23-18	同 日
にしかわ薬局	大田区大森東2-19-10 世紀コーポ大森東	同 日
スギ薬局 深沢店	世田谷区深沢6-14-6 FUKASAWA614マンション1階	同 日
クオール薬局 代田橋店	杉並区和泉1-4-3 梅田ビル2階	同 日
薬局日本メディカルシステム 巣鴨店	豊島区巣鴨1-17-6 MEFULL巣鴨1階	同 日
あおぞら薬局 東十条店	北区東十条4-8-13 澤田マンション1階	同 日
クオール薬局 駒込北店	北区中里2-5-8 RAYHAUS駒込2階	同 日
そうだん薬局	練馬区旭丘1-20-7 コーポサンヒルズ1階	同 日
みけねこ薬局 練馬店	練馬区錦2-7-6 1階	同 日
薬局くすりの福太郎 西新井店	足立区興野1-9-7	同 日
まんまる薬局 青砥店	葛飾区青戸3-27-13 イニシア青砥レジデンス1階	同 日
ウエルシア薬局 小岩駅南口店	江戸川区南小岩6-30-10 1階	同 日
まんまる薬局 吉祥寺店	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1 ブランドール山菱1階	同 日
府中町薬局 晴見町店	府中市晴見町1-7-1 1階	同 日
たかしん薬局 九段会館テラス店	千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス地下1階	令和4年11月1日
ウエルシア薬局 東京ミッドタウン八重洲店	中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲B1階	同 日

ひむか薬局 芝浦店	港区芝浦3-13-11 メディカルスクウェア芝浦1階	同 日
ミキ薬局 若松町店	新宿区若松町9-12 KSビル地下1階から2階まで	同 日
薬局くすりの福太郎 東陽町3丁目店	江東区東陽町3-23-6 太陽ビル1階	同 日
薬局マツモトキョシ 中延駅前店	品川区東中延2-9-16 オープンレジシニア品川中延ステーションフロント店舗101	同 日
白金薬局 二葉店	品川区二葉2-3-8	同 日
しもまる薬局	大田区下丸子2-13-4	同 日
アーク薬局 大森東店	大田区東大森3-1-5	同 日
ココカラファイン薬局 下高井北口店	世田谷区松原3-41-4 1階	同 日
薬局マツモトキョシ 千歳船橋駅前店	世田谷区船橋1-9-3 千歳パークビル1階	同 日
下高永福薬局	杉並区下高井戸3-21-35 ハイム善方1階	同 日
ばばす薬局 紅葉橋通り店	北区滝野川3-56-1 クレヴィアリグゼ西巢鳴1階	同 日
スギ薬局 在宅調剤センター東日暮里店	荒川区東日暮里1-21-12	同 日
アイセイハート薬局 西台店	板橋区高島平1-55-5 シャトー・ドゥ・ペール1階	同 日
ウエルシア薬局 板橋徳丸店	板橋区徳丸6-3-2	同 日
いちょう薬局 梅島店	足立区梅田7-34-10 クリニックモール1階	同 日
スギ薬局 八王子片倉店	八王子市片倉町451-2	同 日
むさしの森薬局	武蔵野市中町2-16-1 武蔵野サマリヤマンション102	同 日
スギ薬局 町田駅前通り店	町田市原町田4-2-10 宝永堂5ビル1階	同 日
セイワファーマシー町田在宅センター	町田市小川7-1-1 オリバービル1階	同 日
薬局マツモトキョシ nonowa東小金井店	小金井市梶野町5-1-1	同 日
健祥堂薬局 在宅サポートセンター	東村山市本町2-16-1 第一東原ビル2階	同 日
ボラリス薬局	国分寺市本町3-9-10 1階	同 日
まごころ薬局 いずみ店	西東京市泉町3-6-9	同 日
アル薬局 東京本店	文京区後楽2-23-7	令和4年12月1日
薬局くすりの福太郎 東五反田店	品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウェスト1階	同 日
ココカラファイン薬局 武蔵小山駅前店	品川区小山3-2-11 JMLクリニックビル武蔵小山1階	同 日
ココカラファイン薬局 祐天寺駅前店	目黒区祐天寺2-14-20	同 日
スギ薬局 中野大久保通り店	中野区中野2-19-2 リードシー中野ビル1階	同 日
万代薬局 阿佐ヶ谷店	杉並区阿佐谷南3-37-12 コモンズビル1階	同 日
スギ薬局 池袋平和通り店	豊島区池袋2-64-2 第三西池ビル1階	同 日
ドラッグセイムス ーツ家薬局	足立区一ツ家2-16-9	同 日
マロン薬局 東町店	八王子市東町1-5 森村ビル1階	同 日
クオール薬局 イーアス高尾店	八王子市東浅川町550-1 イーアス高尾1階	同 日
オーケー西府店薬局	府中市本宿町1-45-6	同 日
クリエイト薬局 町田成瀬店	町田市成瀬5-16-15	同 日
タイズ薬局 あおい	稲城市大丸117-2	同 日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

名 称	所 在 地	指定年月日
とりこえ訪問看護ステーション	台東区鳥越2-12-2	令和4年10月1日
ぬくまる看護	品川区小山台1-23-4	同 日
わがや訪問看護リハビリステーション雪谷	大田区田園調布本町13-5	同 日
荻窪病院訪問看護ステーション	杉並区今川2-5-7 サニーヒルズ荻窪301号	同 日
C B訪問看護リハビリステーション井荻	杉並区井草4-8-14	同 日
訪問看護ステーション ALWAYS 赤羽	北区赤羽2-19-10 伊東ビル201号	同 日
グッドライフ訪問看護ステーション	練馬区大泉町3-26-14 グリーンビレッジ大泉C棟203号	同 日
訪問看護 セカンドホーム	練馬区米川台4-31-14	同 日
指定訪問看護アットリハ石川町	八王子市石川町702-1	同 日
エイト訪問看護ステーション	武蔵野市中町2-5-22 フェイス三鷹302	同 日
よつば訪問看護ステーション木曽	町田市木曽西1-1-18 境川インベリアルビル2階	同 日
訪問看護ステーション ジャンヌ	千代田区神田神保町1-14-1 KDX神保町ビル4階	令和4年11月1日
訪問看護ステーションいつきへ樹へ	港区白金6-10-11 白金レジデンス102号室	同 日
すみれ訪問看護ステーション	新宿区百人町2-23-17 K-GRANDE203号	同 日
まるまる訪問看護ステーション湯島	文京区湯島4-6-12 湯島ハイタウンB1417	同 日
むつみ訪問看護ステーション	目黒区南2-9-3-103	同 日
メディクロ訪問看護ステーション	大田区東糀谷3-5-12 ホームビル1階	同 日
訪問看護かえりえ成城	世田谷区成城1-1-9	同 日
訪問看護ステーション はな 中野	中野区東中野3-6-14 鈴木ビル2階	同 日
セントケアDX訪問看護ステーション高円寺	杉並区高円寺北4-32-4 カーサベルテ301号	同 日
東京療育・障がい訪問看護ステーション	北区上十条2-1-12 METEO101	同 日
ルピナス訪問看護ステーション	練馬区北町1-26-13 多田びる201号室	同 日
ゆい訪問看護リハビリステーション堀切	葛飾区堀切6-7-5	同 日
アイリス訪問看護リハビリステーション	葛飾区青戸1-18-6	同 日
スマイルプラス訪問看護ステーション	江戸川区中央1-15-2 ハイムジョイフル206号	同 日
ウィル訪問看護ステーション八王子	町田市相原町796-4 ドミール・ボンファアー102号	同 日
リハラボ訪問看護ステーション町田	町田市金森東1-11-45	同 日
在宅看護センター番町	千代田区麹町2-14-6-505	令和4年12月1日
ハニー訪問看護ステーション	文京区本郷3-36-12 グリーンヒルズ本郷202	同 日
訪問看護ステーション デライト墨田	墨田区錦糸4-6-9 小川ビル3階	同 日
タスガ訪問看護ステーション木場	江東区木場6-7-19 宇田川ビル4階	同 日
訪問看護ステーション らびーす	江東区越中島1-2-13 TK門前仲町ビル1階	同 日
ガイア訪問看護ステーション 蒲田	大田区西蒲田7-12-6 蓮沼パークハイツ901	同 日

訪問看護ステーションいち壱	大田区大森西3-4-16	同 日
メディキッズ訪問看護ステーション	渋谷区神宮前4-23-10-201	同 日
セコム訪問看護ステーションくがやま	杉並区久我山3-1-30	同 日
訪問看護ステーションはな王子	北区上中里3-6-17	同 日
ガイア訪問看護ステーション足立	足立区弘道1-31-1 リバーシティー1 106号室	同 日
リハビリ訪問看護ステーションHIRO'S	江戸川区南小岩5-17-20 三好屋南小岩ビル405	同 日
ZERO訪問看護ステーション	町田市小山町749-3	同 日
CONCIERGE訪問看護ステーション	日野市高幡328 滝瀬ビル301号室	同 日

●東京都告示第二百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第六十四条の規定による届出があつたので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

（１）名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
おうちで笑顔クリニック	ことり訪問診療所	荒川区東日暮里５－５０－５ アートホテル日暮里ランタウッド地下１階	荒川区東日暮里５－５２－６ 折原ビル４階	令和４年９月１日
医療法人社団清亮会やないクリニック	やないクリニック	杉並区西荻北３－１９－３ ペルフォート西荻駅前２１０	杉並区西荻北３－１９－３ ペルフォート西荻駅前２１０	令和４年１０月１日
江東こころのクリニック	Life de 清澄白河クリニック	江東区毛利２－６－１ クアルト毛利ビル１階及び２階	江東区常盤２－１３－１６ 帝風ビル１－Ｂ	令和４年１１月１日
海上ビル診療所	医療法人財団医会海上ビル診療所	千代田区大手町２－６－４ ＴＯＫＹＯ ＴＯＲＣＨ堂盛橋タワー１０階	千代田区大手町２－６－４ 常盤橋タワー１０階	令和４年１１月１４日

（２）名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
双泉会クリニックねりま	医療法人社団慶津会高野台ホームクリニック	練馬区高野台５－１３－７ チャームスイート石神井公園１階	令和４年８月１日
西てらかた医院	医療法人社団瑞祥会西てらかた医院	八王子市西寺方町３８３－１	同 日
四谷医院	医療法人社団瑞祥会四谷医院	八王子市四谷町７２２ １階	同 日
医療法人社団明和会こころのクリニック八王子	医療法人社団明和会こころのクリニックイムス八王子	八王子市明神町２－２６－９ ＭＺビル２階	令和４年８月２９日
医療法人社団明和会ストレスケアクリニック八王子	医療法人社団明和会ストレスケアクリニックイムス八王子	八王子市東町１－１０ グランドハイツ八王子１階	同 日
渋谷神山町診療所	渋谷神山町診療所（心療内科・内科クリニック）	渋谷区神山町１１－１０ ２階	令和４年９月１日
医療法人社団東京東双泉会双泉会クリニックあらかわ	医療法人社団慶津会日暮里ホームクリニック	荒川区東日暮里３－９－２１ 日暮里コミュニティ１階	同 日
医療法人社団ＪＯＹエミナーナジョイクリニック銀座	エミナーナジョイクリニック銀座	中央区銀座２－１１－８ ラウンドクロス銀座２丁目２階	令和４年９月２７日
医療法人社団ＶＥＲＩＴＹこころと眼りのクリニック成増	こころと眼りのクリニック成増	板橋区成増２－１７－１３ ヒューリック成増２階	令和４年１０月１日
渋谷こころのクリニック	医療法人社団mH I 市橋クリニック	渋谷区宮ヶ谷１－１３－９ フォンア西原宿４Ａ	同 日
千雅医院	東村山みどりのクリニック	東村山市惠多町１－５９－２	令和４年１０月２５日
医療法人社団慧康会スマイルクリニック西大島	スマイルクリニック西大島	江東区大島１－２９－４ １０１	令和４年１１月１日

（３）所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団貞栄会三田在宅診療クリニック	港区三田１－２－１８ ＴＴＤ ＰＬＡＺＡ ７階Ａ１号	港区三田１－５－５ ファーストアパートメント三田４０２	令和３年８月１日
サンライズ青山メディカルデンタルクリニック	港区南青山２－１４－２１ １階	港区南青山２－１３－２ ２０１	令和４年８月１日
医療法人社団ゆいトータルケアクリニック	江戸川区西小岩１－２１－２３	江戸川区西小岩１－２５－１５	令和４年８月３０日
ほったクリニック	八王子市南大沢１－２２－３	八王子市南大沢１－２２－２	令和４年９月１日
東京ジュネラルクリニック	新宿区中井２－２０－１４	豊島区南長崎２－４－６ １０３	同 日
公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘２－５－１	練馬区光が丘２－１１－１	令和４年１０月１０日
星医メンタルクリニック	新宿区四谷４－２ ビンゴ四谷２０１	新宿区四谷４－４－２	令和４年１０月２０日
自由が丘高木クリニック	世田谷区奥沢５－２７－５ 魚菜エステート５０６	目黒区自由が丘１－２９－７ 藤伊豆ビル６階	令和４年１１月１日
医療法人社団ＬＩＦＥライフサポートクリニック	豊島区西池袋３－２９－１２ 武蔵屋第一ビル１階	豊島区要町３－１１－１ 菊信第一ビル２階	同 日
医療法人社団よつば会赤羽駅前心療内科	北区赤羽西１－４－１５ グランデージ赤羽２階	北区赤羽１－１９－７ 葵ビル１０１	令和４年１２月１日

薬局（精神通院医療）

（１）名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
まい薬局	マイ薬局	東大和市中央３－９２２－１	東大和市中央４－１０３９－２６	令和４年５月１日
龍生堂薬局 松岡セントラルビル店	龍生堂薬局 新宿西口店	新宿区西新宿１－７－１ 松岡セントラルビル３階	新宿区西新宿１ 西口地下街１号小田急エース北館	令和４年９月１日
はねかみ薬局	アイセイ薬局 羽村羽加美店	羽村市羽加美１－１６－１１	羽村市羽加美１－１６－９ ウイング清水１階	令和４年１１月１日

（２）名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
有明ファミリー薬局	BMAりゅう薬局	江東区有明１－４－１１ ブリアアマーレ有明１階クリニックスペース	平成２８年１１月１日
エスケイ薬局 調布ヶ丘店	エスケイ薬局	調布市調布ヶ丘３－１９－１２	平成３０年２月１日
いずみ薬局 中野店	ココ薬局 中野店	中野区南台３－６－１９ ワイズコート南台１階	令和３年１１月１日
s i n g薬局 馬込	済生堂薬局 馬込	大田区中馬込２－７－１１	令和４年８月２２日
アイン薬局 秋葉原駅東口店	アイ薬局	台東区台東１－４－２ 椿澤ビル１階及び２階	令和４年９月１日
サルース薬局 浜田山店	サザン調剤薬局 浜田山店	杉並区浜田山２－２０－１２	同 日
府中西薬局	たけの薬局 日新店	府中市日新町５－４２－１６	同 日
セントラル薬局 渋谷	アキヤマ薬局	渋谷区渋谷１－２２－４	令和４年１０月１日
レジーナ薬局 神保町店	日本調剤 神保町薬局	千代田区神田神保町３－２－４ 田村ビル１階	同 日
ワラビー薬局	ファークロス薬局 青物横丁	品川区南品川３－４－１５ Ｍビル１階	令和４年１１月１日
加賀公園薬局	北創未来板橋薬局	板橋区板橋４－４７－１２	同 日
アイン薬局 立川幸町店	いながき薬局 立川店	立川市幸町１－１２－１２	同 日
大信薬局 虎ノ門店	みなと虎ノ門薬局	港区虎ノ門３－１０－４ 虎ノ門ガーデン１０２号室	同 日
あおいファーマシー 江東橋店	コスモファーマ薬局 江東橋店	墨田区江東橋４－２２－１０ 深谷ビル１階	同 日
爽快薬局	爽快調剤薬局 荏原	品川区荏原３－６－１６ １０２号室	同 日
ホック暗信堂薬局 友田店	ちびき調剤薬局	青梅市友田町３－１３６－５	同 日
かえで薬局 羽村店	岩浪薬局 羽村店	羽村市緑ヶ丘５－８－２１	同 日
ホック暗信堂薬局 羽村駅前店	ミヤキ薬局 五ノ神店	羽村市五ノ神４－１５－１１	同 日

（３）所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
さくら薬局 四谷店	新宿区四谷三栄町４－８ 谷ヶ崎ビル１階	新宿区三栄町１７ 谷ヶ崎ビル１階	平成３０年８月１３日
日本調剤 蒲田薬局	大田区南蒲田２－１６－２ テクノポート大樹生命ビル別館	大田区南蒲田２－１６－２ テクノポート三井生命ビル別館	平成３１年４月１日
さくら調剤薬局	江戸川区篠崎町４－３－７	江戸川区篠崎町４－４１０－１	同 日
ココカラファイン薬局 山王２丁目店	大田区山王２－５－６ THE CITY O MORI SANNÔ１階	大田区山王２－５－５ THE CITY O MORI SANNÔ１階	令和４年７月１日
中川薬局 あきる野店	あきる野市草花２７３０－４	あきる野市草花２７３０－１	令和４年８月１日
あすか薬局	北区豊島３－５－５	北区豊島３－５－６	同 日
クオール薬局 八王子店	八王子市平安町４－１０－１４ メゾン・ド・彩１階	八王子市平安町４－１０－１３	令和４年９月５日
五十嵐薬局 竹丘店	清瀬市竹丘２－１５－１８	清瀬市竹丘２－１５－１５	令和４年９月１９日
井上薬局	立川市曙町１－１８－３	立川市曙町１－１９－１	令和４年１０月７日
はしば薬局	台東区今戸２－２８－７	台東区橋場１－１－８	令和４年１１月７日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

（１）名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
東京都看護協会立城北看護ステーション	千駄木訪問看護ステーション	練馬区北町8-37-22 第5相原ビル202号室	文京区向丘1-7-17 マインハイム本郷101	令和4年8月1日
王子神谷訪問看護リハビリステーション	王子神谷訪問看護ステーション	北区王子5-2-2-117	北区王子5-2-2-117	令和4年9月13日
あわーず東京江東訪問看護リハビリステーション	あわーず東京江東訪問看護リハビリステーション	江東区大島1-33-12 西大島和田ビル4階	江東区大島4-6-23 田中ビル1階	令和4年10月1日
zen place訪問看護ステーション戸越	zen place訪問看護ステーション都立大学	品川区平塚3-11-5 サンライズビル2階	目黒区中根1-6-12 菅野ビル3階	令和4年11月1日

（２）名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
しおん訪問看護ステーション	医療法人社団双泉会しおん訪問看護ステーション	葛飾区青戸5-30-15	令和4年8月1日

（３）所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
笑生訪問看護ステーション	杉並区西荻南3-7-2	杉並区西荻南3-7-4 KS大東ビル201号室	平成29年2月1日
一般社団法人杉並区医師会訪問看護ステーション	杉並区荻窪2-20-1 杉並区立保健医療センター4階	杉並区桃井4-3-2 杉並区立勤労福祉会館2階	令和元年6月21日
一般社団法人杉並区医師会訪問看護ステーション	杉並区大沼3-19-14 フェニックス杉並	杉並区荻窪2-20-1 杉並区立保健医療センター4階	令和3年12月20日
徳持訪問看護ステーション	大田区池上7-10-5 501	大田区池上7-10-5 2階	令和4年1月1日
練馬区医師会訪問看護ステーション	練馬区高野台2-23-20	練馬区豊玉北6-12-1	令和4年3月14日
ジール訪問看護リハビリステーション	新宿区高田馬場4-4-18 NTビル4階	新宿区高田馬場4-18-15	令和4年6月10日
訪問看護リハビリステーションSORA	豊島区千早3-24-3	豊島区千早1-23-20-201	令和4年6月20日
訪問看護ステーションたつ希	足立区梅田2-12-1 どきどきビル3階	足立区保木間1-1-3 東潤ビル2階	令和4年7月1日
訪問看護ステーション コルディアール杉並	杉並区和泉4-47-22 HILLCREST方南町ビル6階	杉並区和泉4-47-22 方南町ビル6階	令和4年9月1日
おうちのかんご	世田谷区桜丘2-8-10 フォンディーズ桜丘305	世田谷区太子堂4-6-19 シャルルA	令和4年10月1日
訪問看護ステーションでのひら	東村山市富士見町5-9-60	東村山市栄町3-4-22 ラ・ブルール久米川201	令和4年10月15日
アエルバ訪問看護ステーション	大田区大森北6-23-22 3階	大田区大森北3-32-1 101号	令和4年11月1日

●東京都告示第二百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があつたので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

（１）辞退

名	称	所	在	地	辞退年月日
HADA LOUNGE	クリニック	渋谷区神宮前	4-2-17	表参道4217ビル602号室	令和4年11月30日

（２）廃止

名	称	所	在	地	廃止年月日
にっせいかん青物横丁クリニック		品川区南品川	3-7-7	品川区立障害児者総合支援施設地下1階	令和4年9月30日
医療法人松崎病院カムメディカルクリニック広尾		渋谷区広尾	5-11-12	広尾五丁目ビル地下1階	同 日
池袋メンタルクリニック		豊島区南池袋	1-27-10	油木第一ビル9階	令和4年10月21日
医療法人社団福寿会関原クリニック		足立区関原	3-1-11		令和4年10月31日

薬局（精神通院医療）

（１）休止

名	称	所	在	地	休止年月日
かちどき薬局 落合店パート2		新宿区中落合	2-4-29		令和4年9月17日

（２）廃止

名	称	所	在	地	廃止年月日
市ヶ谷ファマシー薬局 曙橋店		新宿区住吉町	8-2-1		平成28年4月30日
オレンジ薬局 ひとつや店		足立区一ツ家	4-4-6		令和4年8月20日
ファルマルシェ薬局 AKIBA-ICHI		千代田区外神田	4-14-1	秋葉原UDX104	令和4年8月31日
健康館薬局		港区高輪	4-1-18	高輪ビル1階	同 日
ブロン薬局 西新宿店		新宿区西新宿	7-11-3		同 日
アイン薬局 金町店		葛飾区東金町	1-10-8		同 日
フジモト薬局 大森町店		大田区大森東	3-1-5		令和4年9月1日
こぐま薬局 テーオーシービル店		品川区西五反田	7-22-17	TOCビル2階7号	令和4年9月15日
西尾久薬局		荒川区有尾久	2-9-1		令和4年9月30日
ファークス薬局 浅草		台東区浅草	2-30-13	シャトレー浅草1階	同 日
よつば薬局		大田区中央	4-27-9		同 日
学園町薬局		東久留米市学園町	1-14-2		同 日
なかわた調剤薬局		多摩市和田	2000-11		同 日
薬樹薬局 オーケー新川賀店		世田谷区月賀	4-21-1		令和4年10月11日
ファミリー薬局 江古田店		練馬区旭丘	1-38-15	103	令和4年10月30日
みなみ調剤薬局		杉並区阿佐谷南	1-33-19		令和4年10月31日
オリーブ薬局 千川店		豊島区妻町	3-12-14	コーポ坂本201	同 日
松原薬局 北口店		世田谷区松原	5-58-8	清水マンション101号	令和5年1月3日

（３）再開

名	称	所	在	地	再開年月日
かちどき薬局 落合店パート2		新宿区中落合	2-4-29		令和4年10月17日

訪問看護事業者等（精神通院医療）

（１）休止

名	称	所	在	地	休止年月日
訪問看護ステーションMydo		江東区門前仲町	2-11-8	野崎クリニックビル403号室	令和4年10月1日

（２）廃止

名	称	所	在	地	廃止年月日
あすか上池台		大田区上池台	3-37-8		令和4年5月31日
公園通り訪問看護ステーション		練馬区石神井町	5-4-12	若尾ホームビル102	令和4年6月30日
zenplace訪問看護ステーション品川		品川区二葉	4-24-2	奇進ビル1階	令和4年8月31日
zenplace訪問看護ステーション五反田		品川区西五反田	7-1-5	安藤ビル1階	同 日
株式会社ケアサービス 訪問看護おおた		大田区蒲田	5-32-6		同 日
zenplace訪問看護ステーション大森		大田区大森	4-25-12	谷熊ビル103号室	同 日
あおば訪問看護ステーション		墨田区緑	4-20-16	サニーハイツ別館3階	同 日
小金井訪問看護ステーション		小金井市桜町	1-2-20	桜町病院内	令和4年12月31日

●東京都告示第二百二十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和五年八月八日から同月十日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 令和五年九月十九日から同月二十一日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

(二) 管理美容師

ア 令和五年七月三日から同月五日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 令和五年七月十日から同月十二日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

ウ 令和五年八月八日から同月十日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

エ 令和五年八月二十一日から同月二十三日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

オ 令和五年九月十九日から同月二十一日まで

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第二百三十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和五年三月十一日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-（4-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類	para-Fluorofuranylfentanyl、 4F-furanylfentanyl、 4F-Fu-F
(2)	N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類	MET
(3)	（8R）-N，N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1V-LSD
(4)	1- [1-（3-メチルフェニル）シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類	3-Me-PCPy、 3-methyl-PCPy、 3-Me-rolicyclidine、 3-methyl-rolicyclidine

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第95号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月10日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和5年4月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年3月23日（木曜日）及び同月24日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年3月13日（月曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

ウ 黒色又は青色のボールペン

イ 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。		る運転免許証を提示できる者であること。	
10 問合せ先	3 審査項目及び審査細目	イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）	
警視庁運転免許本部運転者教育課	(1) 教習に関する技能	ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276	ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(2) 受付日時	
	イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	令和5年3月23日（木曜日）及び同月24日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで	
	ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	(3) 受付場所	
●東京都公安委員会告示第96号	(2) 教習に関する知識	警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）	
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。	ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(4) 申請に関する注意事項	
令和5年3月10日	イ 自動車教習所に関する法令についての知識	ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年3月13日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。	
東京都公安委員会	ウ 教習指導員として必要な教育についての知識	イ 写真は、申請書に貼り付けること。	
委員長 山口 徹	4 審査細目の免除	ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。	
記	規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者	エ 運転免許証を提示すること。	
1 審査の種類	5 審査の日時及び場所	7 審査手数料	
(1) 大型自動車免許教習指導員審査	(1) 日時	大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。	
(2) 中型自動車免許教習指導員審査	令和5年4月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時	8 携行品及び服装	
(3) 準中型自動車免許教習指導員審査	(2) 場所		
(4) 普通自動車免許教習指導員審査	警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）		
(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査	6 申請手続		
(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査	(1) 申請書類		
(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査	ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）		
(8) 牽引免許教習指導員審査			
2 審査を受けようとする者の資格			
受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係			

（1）携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） （2）服装 自動車運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 ●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。 令和五年三月十日 東京都内水面漁場管理委員会 会長 安 永 勝 昭 （放流の制限） 一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。 （持ち出しの禁止）	二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。 （遺棄の禁止） 三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。 （有効期間） 四 この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。 ●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号 令和五年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。 令和五年三月十日 東京都内水面漁場管理委員会 会長 安 永 勝 昭	
---	--	--

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
青根市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内 共 第 1 号	あゆ	1,500 kg	1～15 g		
		にじます	6,940 kg	100 g		
		やまめ	3,600 kg	100～105 g		
		稚魚	130,000 尾	2 g		
		卵	170,000 粒			
西多摩郡奥多摩町 氷川1793番地 氷川漁業協同組合	内 共 第 1 号	いわな	275 kg	100～400 g		
		卵	10,000 粒			
		こい			13箇所	
		ふな	25 kg	50 g		
		うぐい			13箇所 (1箇所10㎡以上)	
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内 共 第 4 号	あゆ	10 kg	10 g		
		にじます	250 kg	100 g		
		やまめ	200 kg	100 g		
		卵	10,000 粒			
		こい			3箇所	
あきる野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内 共 第 2 号	ふな	5 kg	50 g		
		うぐい			6箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あゆ	1,400 kg	30～50 g		
		にじます	2,600 kg	1～7 g		
		やまめ	1,500 kg	100 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内 共 第 3 号	やまめ	5,600 kg	70 g		
		稚魚	50,000 尾	2 g		
		卵	131,500 粒			
		こい			18箇所	
		ふな	200 kg	20 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内 共 第 3 号	うぐい			105箇所 (1箇所10㎡以上)	
		おいゆわ				
		うなぎ	75 kg	35 g		
		かじか			30箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あゆ	320 kg	25 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内 共 第 3 号	こい			8箇所	
		ふな	200 kg	200 g		
		うぐい	0 kg	0 g		
		うぐい			8箇所 (1箇所15㎡以上)	
		おいゆわ				
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内 共 第 12 号	うなぎ	40 kg	40 g		
		あゆ	40 kg	25 g		
		にじます	956 kg	80 g		
		やまめ	85 kg	1,700 g		
		稚魚	140 kg	100 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内 共 第 5 号	卵	10,000 尾	2 g		
		こい	15,000 粒			
		ふな			4箇所	
		うぐい	80 kg	200 g		
		うなぎ			11箇所 (1箇所10㎡以上)	
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内 共 第 5 号	かじか	20 kg	40 g		
					5箇所 (1箇所10㎡以上)	

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内 共 第 9 号	にじます	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	125 kg	150 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 10 号	稚魚	10,000 尾	2 g		
		うぐい	40 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	40 kg	150 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 11 号	うぐい	10,000 尾	2 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
		やまめ	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合	内 共 第 6 号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京奥多摩漁業協同組合						

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヒューリック志村坂上
- 二 店舗所在地 板橋区前野町三丁目二十番一号
- 三 設置者名 ヒューリック株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋大伝馬町七番三号
- 五 変更前の設置者の代表者名 西浦 三郎
- 六 変更後の設置者の代表者名 前田 隆也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社カスミほか三名
- 八 変更後の小売業者 株式会社カスミほか六名

九 の氏名又は名称
変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社カスミほか二名

十 変更前の小売業者の住所
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号（株式会社しまむら）

十一 変更後の小売業者の住所
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号（株式会社しまむら）

十二 変更前の小売業者の代表者名
藤田 元宏（株式会社カスミ）ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名
山本 慎一郎（株式会社カスミ）ほか

十四 変更日
令和四年五月二十八日ほか

十五 届出日
令和五年二月二十二日

十六 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間

令和五年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ビバモール八王子多摩美大前
- 二 店舗所在地 八王子市鑑水二丁目百八番一ほか芙蓉総合リース株式会社
- 三 設置者名 千代田区麴町五丁目一番地一（仮称）ビバモール八王子多摩美大前
- 四 設置者住所
- 五 変更前の店舗名

六 変更後の店舗名
ビバモール八王子多摩美大前

七 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社ビバホームほか未定

八 変更後の小売業者の氏名又は名称
アークランズ株式会社ほか四名

九 変更日
令和四年九月二十一日

十 届出日
令和五年二月三日

十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間
令和五年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ビバホーム豊島5丁目店

二 店舗所在地 北区豊島四丁目十八番二十四号

三 設置者名 株式会社S M B C信託銀行

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称
アークランズ株式会社

六 変更前の小売業者の住所
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号（株式会社ビバホーム）

七 変更後の小売業者の住所
新潟県三条市上須頃四百四十五番地（アークランズ株式会社）

八 変更日
令和四年九月一日

九 届出日
令和五年二月十七日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

令和五年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和五年三月十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
------	--------	-----	--------

五八六四	株式会社 A Q U T Y	田島 洋介	稲城市若葉台二丁目十二番地 H 一六〇四
------	----------------	-------	----------------------

五八六五	タイアツ プ	嘉山 勝利	大田区東糀谷三丁目五番八号
------	--------	-------	---------------

五八六六	株式会社 イースマイル	島村 禮孝	大田区上池台三丁目四十四番九号
------	-------------	-------	-----------------

五八六七	日本衛生興業株式会社	河原 満良	世田谷区砧五丁目一番一号
------	------------	-------	--------------

二 指定年月日

令和五年二月八日

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

